

モーターボート競走法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案  
新旧対照条文目次

○ 地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）（第一条関係）	1
○ モーターボート競走法施行令（昭和二十八年政令第二百五十六号）（第二条関係）	3
○ 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）（第三条関係）	4
○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）（第四条関係）	5
○ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）（第五条関係）	6
○ 有限責任事業組合契約に関する法律施行令（平成十七年政令第二百六十九号）（第六条関係）	8
○ 有限責任事業組合契約に関する法律施行令（平成十七年政令第二百六十九号）（第七条関係）	9
○ 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律第五十三条第一項の法人並びに同法第五十四条第一項の特殊法人及び認可法人を定める政令（平成十八年政令第二百七号）（第八条関係）	10

○ モーターボート競走法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案新旧対照条文  
 地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）（第一条関係）  
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則            （公営競技に係る納付金の納付）            第二条 法第三十二条の二の規定により公営競技を行う都道府県又は市町村（特別区を含む。以下「施行団体」という。）が公営企業金融公庫（以下「公庫」という。）に納付すべき納付金の額は、当該年度の公営競技につき、次に掲げる売得金又は売上金の額（施行団体が公営競技を行うことを目的とする一部事務組合又は広域連合（第五項において「一部事務組合等」という。）を組織して公営競技を行う場合にあつては、当該売得金又は売上金を収益配分率によつてあん分して得た額。以下「売上額」という。）の合計額から二十億円を控除した額（次項第七号において「控除後売上額」という。）に、同項に定める率を乗じて得た額とする。ただし、その額が当該年度の公営競技の収益の額から当該年度の公営競技の売上額の合計額に應じ第四項に定めるところにより算定した額を控除した額（以下この項において「納付限度額」という。）を超えるときは、公庫に納付すべき納付金の額は、当該納付限度額とする。</p> <p>一〜三 （略）</p> <p>四 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第十五条            第一項の舟券の売上金</p>	<p>附則            （公営競技に係る納付金の納付）            第二条 法第三十二条の二の規定により公営競技を行う都道府県又は市町村（特別区を含む。以下「施行団体」という。）が公営企業金融公庫（以下「公庫」という。）に納付すべき納付金の額は、当該年度の公営競技につき、次に掲げる売得金又は売上金の額（施行団体が公営競技を行うことを目的とする一部事務組合又は広域連合（第五項において「一部事務組合等」という。）を組織して公営競技を行う場合にあつては、当該売得金又は売上金を収益配分率によつてあん分して得た額。以下「売上額」という。）の合計額から二十億円を控除した額（次項第七号において「控除後売上額」という。）に、同項に定める率を乗じて得た額とする。ただし、その額が当該年度の公営競技の収益の額から当該年度の公営競技の売上額の合計額に應じ第四項に定めるところにより算定した額を控除した額（以下この項において「納付限度額」という。）を超えるときは、公庫に納付すべき納付金の額は、当該納付限度額とする。</p> <p>一〜三 （略）</p> <p>四 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第十条第            一項の勝舟投票券の売上金</p>

2  
5  
7

(略)

2  
5  
7

(略)

○ モーターボート競走法施行令（昭和二十八年政令第二百五十六号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>モーターボート競走法第六十三条のモーターボート競走の実施に関する事務で地方公共団体が処理しなければならないものは、国土交通省令で定める事項を記載した競走の実施に関する規程の作成の事務とする。</p>	<p>モーターボート競走法第二十六条のモーターボート競走の実施に関する事務で地方公共団体が処理しなければならないものは、国土交通省令で定める事項を記載した競走の実施に関する規程の作成の事務とする。</p>

改 正 案	現 行
<p>（政令で定める罪）</p> <p>第五条の五 法第五条の二第二項第二号の政令で定める罪は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一～二十 （略）</p> <p>二十一 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）<u>第七十六</u>条に規定する罪</p> <p>二十二～四十五 （略）</p>	<p>（政令で定める罪）</p> <p>第五条の五 法第五条の二第二項第二号の政令で定める罪は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一～二十 （略）</p> <p>二十一 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）<u>第三十八</u>条に規定する罪</p> <p>二十二～四十五 （略）</p>

改正案	現行
<p>（法第三十条第一項の政令で定める重大な不正行為）</p> <p>第十三条 法第三十条第一項の政令で定める重大な不正行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一～十一 （略）</p> <p>十二 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第六十 五条第二号又は第六十六条第二号の罪に当たる違法な行為</p> <p>十三 （略）</p>	<p>（法第三十条第一項の政令で定める重大な不正行為）</p> <p>第十三条 法第三十条第一項の政令で定める重大な不正行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一～十一 （略）</p> <p>十二 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第二十 七条第二号又は第二十八条第二号の罪に当たる違法な行為</p> <p>十三 （略）</p>

改正案	現行
<p>（法第二条第二号への政令で定める法人）</p> <p>第一条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「法」という。）第二条第二号への政令で定める法人は、沖繩振興開発金融公庫、関西国際空港株式会社、企業年金連合会、危険物保安技術協会、行政書士会、銀行等保有株式取得機構、警察共済組合、軽自動車検査協会、高圧ガス保安協会、公営企業金融公庫、港務局、公立学校共済組合、小型船舶検査機構、国際協力銀行、国民生活金融公庫、国民年金基金連合会、国立大学法人、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、市議会議員共済会、市町村職員共済組合、指定都市職員共済組合、自動車安全運転センター、司法書士会、社会保険診療報酬支払基金、社会保険労務士会、住宅金融公庫、首都高速道路株式会社、証券業協会、商工組合中央金庫、商品先物取引協会、消防団員等公務災害補償等共済基金、水害予防組合、水害予防組合連合、税理士会、石炭鉱業年金基金、全国市町村職員共済組合連合会、全国社会保険労務士会連合会、総合研究開発機構、大学共同利用機関法人、地方競馬全国協会、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方職員共済組合、地方道路公社、中小企業金融公庫、町村議会議員共済会、都市職員共済組合、都職員共済組合、土地家屋調査士会、都道府県議会議員共済会、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、日本行政書士会連合会、日本銀行、日本</p>	<p>（法第二条第二号への政令で定める法人）</p> <p>第一条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「法」という。）第二条第二号への政令で定める法人は、沖繩振興開発金融公庫、関西国際空港株式会社、企業年金連合会、危険物保安技術協会、行政書士会、銀行等保有株式取得機構、警察共済組合、軽自動車検査協会、高圧ガス保安協会、公営企業金融公庫、港務局、公立学校共済組合、小型船舶検査機構、国際協力銀行、国民生活金融公庫、国民年金基金連合会、国立大学法人、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、市議会議員共済会、市町村職員共済組合、指定都市職員共済組合、自動車安全運転センター、司法書士会、社会保険診療報酬支払基金、社会保険労務士会、住宅金融公庫、首都高速道路株式会社、証券業協会、商工組合中央金庫、商品先物取引協会、消防団員等公務災害補償等共済基金、水害予防組合、水害予防組合連合、税理士会、石炭鉱業年金基金、全国市町村職員共済組合連合会、全国社会保険労務士会連合会、総合研究開発機構、大学共同利用機関法人、地方競馬全国協会、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方職員共済組合、地方道路公社、中小企業金融公庫、町村議会議員共済会、都市職員共済組合、都職員共済組合、土地家屋調査士会、都道府県議会議員共済会、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、日本行政書士会連合会、日本銀行、日本</p>

勤労者住宅協会、日本下水道事業団、日本公認会計士協会、日本小型自動車振興会、日本自転車振興会、日本司法支援センター、日本司法書士会連合会、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本政策投資銀行、日本税理士会連合会、日本たばこ産業株式会社、日本たばこ産業共済組合、日本中央競馬会、日本鉄道共済組合、日本電気計器検定所、日本土地家屋調査士会連合会、日本弁理士会、日本放送協会、日本郵政公社、農水産業協同組合貯金保険機構、農林漁業金融公庫、農林漁業団体職員共済組合、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、放送大学学園、本州四国連絡高速道路株式会社及び預金保険機構とする。

勤労者住宅協会、日本下水道事業団、日本公認会計士協会、日本小型自動車振興会、日本自転車振興会、日本司法支援センター、日本司法書士会連合会、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本政策投資銀行、日本税理士会連合会、日本船舶振興会、日本たばこ産業株式会社、日本たばこ産業共済組合、日本中央競馬会、日本鉄道共済組合、日本電気計器検定所、日本土地家屋調査士会連合会、日本弁理士会、日本放送協会、日本郵政公社、農水産業協同組合貯金保険機構、農林漁業金融公庫、農林漁業団体職員共済組合、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、放送大学学園、本州四国連絡高速道路株式会社及び預金保険機構とする。

○ 有限責任事業組合契約に関する法律施行令（平成十七年政令第二百六十九号）（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（組合の債権者に不当な損害を与えるおそれがある業務）</p> <p>第二条 法第七条第一項第二号に規定する組合の債権者に不当な損害を与えるおそれがある業務として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）<u>第八条第一項及び第二項の舟券の購入</u></p> <p>六 （略）</p>	<p>（組合の債権者に不当な損害を与えるおそれがある業務）</p> <p>第二条 法第七条第一項第二号に規定する組合の債権者に不当な損害を与えるおそれがある業務として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）<u>第八条の勝舟投票券の購入</u></p> <p>六 （略）</p>

○ 有限責任事業組合契約に関する法律施行令（平成十七年政令第二百六十九号）（第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（組合の債権者に不当な損害を与えるおそれがある業務）</p> <p>第二条 法第七条第一項第二号に規定する組合の債権者に不当な損害を与えるおそれがある業務として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）<u>第十条第</u> <u>一項及び第二項の舟券の購入</u></p> <p>六 （略）</p>	<p>（組合の債権者に不当な損害を与えるおそれがある業務）</p> <p>第二条 法第七条第一項第二号に規定する組合の債権者に不当な損害を与えるおそれがある業務として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）<u>第八条第</u> <u>一項及び第二項の舟券の購入</u></p> <p>六 （略）</p>

○ 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律第五十三条第一項の法人並びに同法第五十四条第一項の特殊法人及び認可法人を定める政令（平成十八年政令第二百七号）（第八条関係）  
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第五十四条第一項の政令で定める特殊法人及び認可法人）</p> <p>第二条 法第五十四条第一項の政令で定める特殊法人は第一号に掲げるとおりとし、同項の政令で定める認可法人は第二号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 沖繩振興開発金融公庫、公営企業金融公庫、国際協力銀行、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、商工組合中央金庫、地方競馬全国協会、中小企業金融公庫、日本小型自動車振興会、日本自転車振興会、日本政策投資銀行、日本中央競馬会、農林漁業金融公庫及び放送大学学園</p> <p>二 (略)</p>	<p>（法第五十四条第一項の政令で定める特殊法人及び認可法人）</p> <p>第二条 法第五十四条第一項の政令で定める特殊法人は第一号に掲げるとおりとし、同項の政令で定める認可法人は第二号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 沖繩振興開発金融公庫、公営企業金融公庫、国際協力銀行、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、商工組合中央金庫、地方競馬全国協会、中小企業金融公庫、日本小型自動車振興会、日本自転車振興会、日本政策投資銀行、日本船舶振興会、日本中央競馬会、農林漁業金融公庫及び放送大学学園</p> <p>二 (略)</p>